特定非営利活動法人 ナラノン ジャパン ナショナル サービス　定款

第１章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人ナラノン ジャパン ナショナル サービスという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都豊島区西池袋２丁目 1-2 島幸目白ピソ 2-C に置く。

（目　的）

第３条　この法人は、広く一般市民を対象として、薬物依存症によって影響を受けている家族や友人などの手助けをするための相互援助に関する情報収集と提供、セミナー・交流事業、広報事業等を行い、全ての市民が健康的な家族を育まれるよう広く福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 薬物依存症によって影響を受けている家族や友人などのための相互援助に関する情報収集提供事業
(2) 薬物依存症によって影響を受けている家族や友人などのための相互援助に関するセミナー・交流事業
(3) 薬物依存症によって影響を受けている家族や友人などのための相互援助に関する広報事業
(4) 薬物依存症によって影響を受けている家族や友人などのための相互援助に関する国内外の関係機関等とのネットワーク構築事業
(5) その他目的を達成するために必要な事業

第２章　会　員

（種　別）

第６条　この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人

（入　会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第８条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
（1）退会届の提出をしたとき。
（2）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。
（3）除名されたとき。

（退　会）
第９条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）
第 10 条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
（1）この定款に違反したとき。
（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第３章　役　員

（種類及び定数）
第 11 条　この法人に次の役員を置く。
（1）理事　3人以上7人以内
（2）監事　1人以上2人以内
2 理事のうち、1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

（選任等）
第 12 条　理事及び監事は、総会において選任する。
2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職　務）
第 13 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4 理事は、理事会を構成しこの定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5 監事は、次に掲げる職務を行う。
（1）理事の業務執行の状況を監査すること。
（2）この法人の財産の状況を監査すること。
（3）前2号規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（4）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
（5）理事の業務執行の状況又はこの財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）
第 14 条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第 15 条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。

（解　任）
第 16 条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第 17 条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章　会　議

（種　別）
第 18 条　この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第 19 条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第 20 条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散及び合併
(3)　会員の除名
(4)　事業報告及び決算
(5)　役員の選任及び解任
(6)　役員の職務及び報酬
(7)　解散における残余財産の帰属先
(8)　その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第 21 条　通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
(3) 監事が第 13 条第 5 項第4号の規定に基づいて、招集するとき。

(総会の招集)
第 22 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)
第 23 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)
第 24 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)
第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 総会の事項は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)
第 26 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。
2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)
第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 28 条　理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。但し、議決に参加することはできない。

(理事会の権能)

第 29 条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 30 条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 31 条　理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 32 条　理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 33 条　理事会における議決事項は、第 31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、理事総数の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 34 条　各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 35 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者又は電磁的方法による表決者にあっては、

その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

（資産の構成）
第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)設立当初の財産目録に記載された資産
(2)寄付金
(3)財産から生じる収益
(4)事業に伴う収益
(5)その他の収益

（資産の区分）
第37条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）
第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）
第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）
第40条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）
第41条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

（事業計画及び予算）
第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

（暫定予算）
第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費）
第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第 45 条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 46 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第 47 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 48 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的
(2) 名称
(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
(5) 社員の資格の得喪に関する事項
(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
(7) 会議に関する事項
(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
(10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解　散）

第 49 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 50 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）した時に残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合　併）
第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章　公告の方法

（公告の方法）
第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章　事務局

（事務局の設置）
第53条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）
第54条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）
第55条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章　雑　則

（細　則）
第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則
1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	小川　真理子
副理事長	東山　福治
副理事長	宮川　昌子
理　事	小松　一枝
理　事	中村　洋子
監　事	中島　まり子

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成27年11月30日までとする。
4　この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成26年8月31日までとする。
5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6　この定款は、平成30年10月13日から施行する。
7　この定款は、平成31年　3月27日から施行する。